

# 第107期 決算公告

平成22年6月22日

福島市大町3番25号  
株式会社東邦銀行  
取締役頭取 北村清士

第107期（平成22年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目 （資産の部）	金 額	科 目 （負債の部）	金 額
現金預け金	54,728	預金	2,842,078
現金	39,492	当座預金	55,505
預け金	15,235	普通預金	1,521,474
コ－ル口－ン	118,109	貯蓄預金	51,729
買入金銭債権	3,521	通知預金	5,135
商品有価証券	673	定期預金	1,139,192
商品国債	498	定期積金	12,206
商品地方債	174	その他の預金	56,834
金銭の信託	9,113	譲渡性預金	127,768
有価証券	880,709	借用金	15,000
国債	458,025	借入金	15,000
地方債	76,504	外国為替	93
社債	232,032	売渡外国為替	34
株式	41,141	未払外国為替	58
その他の証券	73,005	その他の負債	12,937
貸出金	2,051,786	未決済為替借	5
割引手形	11,462	未払法人税等	2,726
手形貸付	137,920	未払費用	5,661
証書貸付	1,735,256	前受収益	1,119
当座貸越	167,147	給付補てん備金	11
外国為替	2,252	金融派生商品	508
外国他店預け	2,250	リース債務	276
買入外国為替	1	その他の負債	2,628
その他の資産	8,984	役員賞与引当金	45
前払費用	26	退職給付引当金	9,254
未収収益	4,719	役員退職慰労引当金	614
金融派生商品	339	睡眠預金払戻損失引当金	260
その他の資産	3,899	偶発損失引当金	193
有形固定資産	36,218	ポイント引当金	55
建物	9,617	再評価に係る繰延税金負債	4,335
土地	23,664	支払承諾	4,738
リース資産	129	負債の部合計	3,017,375
建設仮勘定	39	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	2,767	資本金	23,519
無形固定資産	2,210	資本剰余金	13,653
ソフトウェア	1,477	資本準備金	13,653
リース資産	134	利益剰余金	97,253
その他の無形固定資産	599	利益準備金	8,645
繰延税金資産	13,839	その他利益剰余金	88,607
支払承諾見返	4,738	別途積立金	80,600
貸倒引当金	△ 29,233	繰越利益剰余金	8,007
		自己株式	△ 149
		株主資本合計	134,276
		その他有価証券評価差額金	5,776
		土地再評価差額金	225
		評価・換算差額等合計	6,002
		純資産の部合計	140,278
資産の部合計	3,157,654	負債及び純資産の部合計	3,157,654

第107期 ( 平成21年 4月 1日 ) 損益計算書  
 ( 平成22年 3月 31日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	62,753
資金運用収益	47,479
貸出金利息	37,963
有価証券利息配当金	9,275
コールローン利息	240
預け金利息	0
その他の受入利息	0
信託報酬	0
役務取引等収益	9,861
受入為替手数料	3,745
その他の役務収益	6,116
その他業務収益	2,597
外国為替売買益	87
商品有価証券売買益	17
国債等債券売却益	2,216
国債等債券償還益	55
金融派生商品収益	132
その他の業務収益	87
その他経常収益	2,814
株式等売却益	1,387
金銭の信託運用益	65
その他の経常収益	1,361
経常費用	52,129
資金調達費用	5,180
預金利息	4,415
譲渡性預金利息	239
コールマネー利息	2
借入金利息	390
社債利息	131
その他の支払利息	0
役務取引等費用	4,844
支払為替手数料	599
その他の役務費用	4,245
その他業務費用	91
国債等債券売却損	0
国債等債券償還損	90
営業経費	37,079
その他経常費用	4,933
貸倒引当金繰入額	2,408
株式等売却損	665
株式等償却	788
金銭の信託運用損	7
その他の経常費用	1,062
経常利益	10,624
特別利益	259
固定資産処分益	0
その他の特別利益	258
特別損失	414
固定資産処分損	156
減損損失	258
税引前当期純利益	10,469
法人税、住民税及び事業税	3,879
法人税等調整額	△173
法人税等合計	3,706
当期純利益	6,763

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.（1）と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～40年

その他 2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は94百万円減少、繰延税金資産は38百万円増加、その他有価証券評価差額金は56百万円減少し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ21百万円増加しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,112 百万円、延滞債権額は 56,275 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 191 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,571 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 64,150 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 11,462 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	3,846 百万円
担保資産に対応する債務	預 金	39,652 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 82,912 百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は 974 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、607,664 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 595,983 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 12 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第 2 号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、9,979 百万円であります。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 48,289 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,028 百万円
12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 11,934 百万円であります。

14. 1 株当たりの純資産額 549 円 79 銭

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	600 百万円
無形固定資産	— 百万円
合 計	600 百万円

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	439 百万円
無形固定資産	— 百万円
合 計	439 百万円

(3) 期末残高相当額

有形固定資産	160 百万円
無形固定資産	— 百万円
合 計	160 百万円

(4) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	107 百万円
1 年 超	67 百万円
合 計	175 百万円

(5) 支払リース料、減価償却費及び支払利息相当額

支払リース料	139 百万円
減価償却費相当額	122 百万円
支払利息相当額	11 百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 9,506 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 8,584 百万円
18. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
 剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。  
 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は 264 百万円であります。
19. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 10.92%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 137 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額         | 84 百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 104 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 15 百万円    |
| 役員取引等に係る費用総額         | 804 百万円   |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,178 百万円 |
2. 「その他の特別利益」は、連結子会社解散に伴う清算分配金であります。
3. 当事業年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 258 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗	建物	4
	遊休資産	土地	0
宮城県内	営業店舗等	土地	226
その他	営業店舗等	土地・建物	26
計			258

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 1 株当たり当期純利益金額 28 円 74 銭  
 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	4

2. 満期保有目的の債券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	40,517	41,260	743
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	40,517	41,260	743
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		40,517	41,260	743

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1
関連法人等株式	9
合計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含めておりません。



4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	20,420	14,501	5,918
	債券	518,410	509,312	9,097
	国債	248,083	243,275	4,808
	地方債	68,561	67,601	960
	社債	201,764	198,435	3,329
	その他	45,556	44,786	769
	小計	584,386	568,601	15,785
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	19,293	23,438	△4,145
	債券	207,635	208,368	△733
	国債	169,424	169,938	△513
	地方債	7,942	7,980	△38
	社債	30,267	30,448	△180
	その他	27,368	28,809	△1,441
	小計	254,296	260,616	△6,319
合計		838,683	829,217	9,465

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,417
その他	81
合計	1,498

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,026	1,321	665
債券	102,987	2,048	—
国債	80,051	1,495	—
地方債	22,895	552	—
社債	40	0	—
その他	10,902	234	0
合計	121,917	3,604	666

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、736百万円（うち、株式736百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について（中間）期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

### (金銭の信託関係)

#### 1. 運用目的の金銭の信託 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,008	—

#### 2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	4,104	4,104	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

#### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	10,454 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,703
土地再評価差額金	2,510
減価償却損金算入限度超過額	1,640
その他	<u>3,982</u>
繰延税金資産小計	22,291
評価性引当額	<u>△4,701</u>
繰延税金資産合計	17,589

#### 繰延税金負債

土地再評価差額金	△4,335
その他有価証券評価差額金	△3,689
その他	<u>△60</u>
繰延税金負債合計	<u>△8,085</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>9,504</u> 百万円

貸借対照表における表示は以下の通りであります。

繰延税金資産	13,839 百万円
再評価に係る繰延税金負債	4,335 百万円

## (重要な後発事象)

「従業員持株会信託」の導入について

当行は、平成 22 年 5 月 10 日開催の取締役会において、従業員の業績に対する意識を高め、株式価値の向上を目指した業務遂行を一層促進することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として「従業員持株会信託」（以下、「持株会信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

（従業員持株会信託の概要）

当行における持株会信託は、「東邦銀行従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての当行従業員を対象とするものです。持株会信託では、持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を当行が設定し、持株会信託が今後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を市場から取得します。その後、持株会信託は当該株式を毎月一定の日に持株会に売却します。信託終了時点までに、持株会に対する当行株式の売却を通じて持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として信託契約において予め定められた受益者要件を充足する当行従業員に分配されます。なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入について、当行、持株会信託及び貸付人である借入先銀行との三者間で補償契約を締結するため、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を支払うこととなります。従業員持株会信託においては、持株会信託が保有する当行株式の議決権行使について、持株会の会員の意思が反映される仕組みが採られています。

委託者	当行
受託者	住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
受益者	持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

なお、本持株会信託の期間、取得する当行株式の取得金額等の詳細につきましては未定であります。